

こうの福祉支援基金要項

(資金の名称)

第1条 2019年1月に遺言執行者から贈与を受けた資金の名称を、こうの福祉支援基金（以下、基金という）とする。

(目的)

第2条 この基金は贈与者の遺志に基づき、当法人の定款第4条に定める範囲内において障害者への支援、その生活の安定と福祉の増進に関する事業を行う障害者団体等へ助成する。

(支援の対象等)

第3条 支援の対象は、函館市内の障害者団体等において実践される社会参加の促進に関する事業や教養及び文化の向上ならびにスポーツの振興及び健康増進に関する事業等で別表1に定める事業に対し助成する。

但し、次の各号に該当すると認めた事業は除く。

- (1) 営利を目的とする事業
- (2) 特定の個人又は団体のみの利益に寄与する事業
- (3) 親睦会や団体構成員のみを対象とした交流行事
- (4) 人件費等経常経費とみなされるもの
- (5) 政治活動又は宗教普及を目的とする活動及びそれらの活動と一体性を持つ事業
- (6) 反社会的勢力による事業及びそれらの活動と一体性を持つ事業

(助成金の限度額)

第4条 1年間の助成総額は全体で500万円以内とし、助成する障害者団体等へは、1団体につき1件とし5万円から50万円以内とする。ただし、第6条の審査委員会で認められるときは、この限りではない。

(助成金の申請)

第5条 実施主体がこの助成金の交付を受けようとするときは、事業助成申込書を事前に、一般社団法人函館市身体障害者福祉団体連合会会長（以下、会長という。）に提出しなければならない。

(申請内容の審査と交付決定)

第6条 会長は、前条の規定により申請書の提出があったときは、助成金交付の適否及び助成金を決定するにあたり、本事業の審査委員会に諮問し、その報告に基づき交付決定を実施主体に通知するものとする。

2 審査委員会の構成は次のとおりとする。

- (1) 身障連役員（会長、両副会長）

- (2) 福祉団体関係者
- (3) 会計事務所関係者

(助成金の支払い)

第7条 助成金は事業完了をもって支払うことを基本とするが、会長が、必要と認めるときはこの助成金の概算払いをすることができる。なお、この場合において事業完了時の精算額と概算払額に差異が生じたときは、その差額を返還させるものとする。

(交付決定の取り消しと返還)

第8条 会長は、団体等が助成金を他の用途へ使用し、又は助成金の交付決定の内容若しくはこれに付した条件に違反したときは、助成金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。これにあわせて、既に交付済みの助成金があるときは返還を求めることができる。

(実績報告)

第9条 助成金を受けた団体等は、当該事業の完了した日から起算して1ヶ月を経過した日まで助成事業実績報告を会長に提出しなければならない。

(その他)

第10条 この要項に定めるもののほか、この助成金の交付に関して必要な事項や各種様式は会長が別に定める。

(附則)

この要項は、令和1年10月19日から施行する。

この要項は、令和2年3月28日から施行する。(第4条の一部改正)

別表Ⅰ 支援対象事業と事例

(公的機関からの補助を受けている事業は対象となりません)

区分	対象事業	事例
1	障害者の社会参加の促進に関する事業	①障害者団体が当該団体の全道大会や全国大会への参加旅費 ②研修会やシンポジウム開催時の講師の招へい経費 ③障害者（介助者を含む）のユニバーサル研修旅行の経費 ④障害者ボランティア団体への支援（機器整備、研修経費） ⑤障害者が社会参加に要するバリアフリー機器の整備経費 ⑥障害者と家族、支援者が集い情報共有や交流を深める事業 ⑦視覚障害者への情報提供や聴覚障害者への意思疎通に要する機器の整備経費 ⑧厚生労働大臣表彰受賞者への参加旅費
2	障害者の教養及び文化の向上に関する事業	①音楽グループや芸能サークル活動への支援（機材整備等） ②音楽祭や芸能祭、文化祭開催への支援 ③他市町村の障害者団体との意見交換や文化交流事業 ④障害者の理解促進のためのパンフレットなど印刷物作成の支援
3	障害者のスポーツの振興及び健康増進に関する事業	①障害者スポーツ全国大会への参加旅費 ②加盟団体が開催するスポーツ大会やレクリエーション事業への支援
4	制度上公的補助支援の対象外になつてゐる方への支援事業	①重度障害者在宅療養支援等で制度の狭間にある方への支援